

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年6月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年3月28日 13時45分ごろ
発生場所	香川県多度津町佐柳島 <sup>さなぎ</sup> 北方沖 佐柳港防波堤灯台から真方位352° 2.8海里付近 （概位 北緯34° 23.8′ 東経133° 37.0′）
インシデントの概要	油タンカー第十一くれない丸は、南西進中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年5月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 第十一くれない丸、495トン
船舶番号、船舶所有者等	134075、株式会社宮下
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、南西進中、主機回転計の針が異常な振れ方をするのを認め、主機を停止して異常箇所の有無を点検したが、異常箇所が発見されなかったため、主機を始動しようとしたところ、始動することができず運航不能となった。 本船は、本インシデント後、救助を要請し、来援した引き船にえい航されて修理地に向かった。
分析	本船は、主機が異常を生じて始動できなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船長及び機関長から情報が得られなかったため、異常の状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、主機が異常を生じて始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。